

業務実施契約（単独型）に係る見積書について

1. 契約金額の構成

業務実施契約（単独型）の経費の構成は以下のとおり報酬と直接経費に分類されます。契約金額の構成に係る考え方や直接経費の範囲等については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

直接経費のうち、「一般業務費」及び「機材費」については、個別案件の公示において計上するように指示した時のみ計上してください。

（1）報酬

（2）直接経費

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他）
- 3) 一般業務費
- 4) 機材費

2. 報酬

報酬額は、業務量（業務人月）に以下に示す算定式を適用し、積算します。

算定式は格付毎に設定され、格付は当該業務従事者が担当する業務の内容・難易度に応じて設定し、公示で提示します。

なお、発注件数が少ない格付1号の業務や紛争影響国・地域での業務に対する報酬額の計算式については、個別の公示で提示します。

（1）格付：2号

- 1) 全体業務量が2.0人月まで
3,151千円×【業務人月】
- 2) 全体業務量が3.0人月まで
814千円+2,744千円×【業務人月】
- 3) 全体業務量が4.0人月まで
1,753千円+2,431千円×【業務人月】
- 4) 全体業務量が5.0人月まで
2,521千円+2,239千円×【業務人月】
- 5) 全体業務量が6.0人月まで
3,341千円+2,075千円×【業務人月】
- 6) 全体業務量が9.0人月まで
4,187千円+1,934千円×【業務人月】
- 5) 全体業務量が9.0人月以上
4,952千円+1,849千円×【業務人月】

（2）格付：3号

- 1) 全体業務量が2.0人月まで
2,775千円×【業務人月】
- 2) 全体業務量が3.0人月まで
716千円+2,417千円×【業務人月】
- 3) 全体業務量が4.0人月まで
1,544千円+2,141千円×【業務人月】
- 4) 全体業務量が5.0人月まで
2,220千円+1,972千円×【業務人月】

- 5) 全体業務量が6.0人月まで
2,945千円+1,827千円×【業務人月】
- 6) 全体業務量が9.0人月まで
3,689千円+1,703千円×【業務人月】
- 5) 全体業務量が9.0人以上
4,355千円+1,629千円×【業務人月】

(3) 格付：4号

- 1) 全体業務量が2.0人月まで
2,313千円×【業務人月】
- 2) 全体業務量が3.0人月まで
596千円+2,015千円×【業務人月】
- 3) 全体業務量が4.0人月まで
1,286千円+1,785千円×【業務人月】
- 4) 全体業務量が5.0人月まで
1,850千円+1,644千円×【業務人月】
- 5) 全体業務量が6.0人月まで
2,455千円+1,523千円×【業務人月】
- 6) 全体業務量が9.0人月まで
3,073千円+1,420千円×【業務人月】
- 5) 全体業務量が9.0人以上
3,631千円+1,358千円×【業務人月】

【個人コンサルタントの場合】

競争参加者が個人コンサルタントの場合は、以下の算定式が適用されます。業務量による区分はありません。

- 2号：1,676千円×【業務人月】
- 3号：1,476千円×【業務人月】
- 4号：1,230千円×【業務人月】

3. 旅費

旅費（航空賃）及び旅費（その他）は契約に含めることを原則としていますが、契約に含めない場合（JICAが業務従事者に航空券を現物支給し、日当・宿泊料を直接支給する場合）もあります。旅費を契約に含めるか否かは公示で明示しますので、見積書作成にあたって必ず確認してください。

4. 一般業務費

一般業務費は、JICAが業務で必要であると判断する場合に限り、公示において、定額を示して見積書への計上を指示します。

5. 機材費

機材費は、JICAが業務で必要であると判断する場合に限り、公示において、見積書への計上を指示します。機材費の対象は、機材の損料及び送料のみとなり、機材購入費は含みません。

参考資料1：業務実施契約（単独型）の業務従事者に係る格付の目安

参考資料2：業務実施契約（単独型）の報酬の内訳

業務実施契約（単独型）の業務従事者に係る格付の目安

格付	業務の内容	標準 経験年数
1号	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 極めて高度な専門家業務（政策アドバイザー業務、極めて高度 又は大規模な技術協力プロジェクトのチーフアドバイザー 業務等） 	23年以上
2号	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高度な専門家業務（標準的な技術協力プロジェクトのチーフアドバイザー業務、高度な技術移転のための専門家業務等） ✓ JICA 直営の調査における業務のうち、高度な調査・分析能力を 必要とする分野の調査業務 	18年以上 23年未満
3号	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般的な専門家業務 ✓ JICA 直営の調査における一般的な調査業務 	13年以上 18年未満
4号	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 簡易な情報収集・分析業務 ✓ 施工監理にかかる支援業務 	8年以上 13年未満

業務実施契約（単独型）の報酬の内訳

1. 報酬の構成

コンサルタント等契約の報酬は、直接人件費、その他原価、及び一般管理費等（一般管理費＋付加利益）で構成されています。

2019 年度に実施した「コンサルタント等契約に係る経費実態調査」に基づき、以下のとおり積算基準を改正しました。

(1) 直接人件費

上記調査に基づき、国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」に準拠しています。

(2) その他原価

次の算式により算定しています。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times (\alpha / 1 - \alpha)$$

上記調査の結果、 $\alpha = 38\%$ と提案されましたが、業務実施契約（単独型）の性格から、その「その他原価」は業務量が多くなるにつれ逓減していくと想定されるため、発注実績（業務人月実績）の重みをつけて平均する $\alpha = 38\%$ となるように、下表のとおり月ごとの α の値を設定しました。

業務人月	α の値
～ 2 人月	46%
2～ 3 人月	38%
3～ 4 人月	30%
4～ 5 人月	24%
5～ 6 人月	18%
6～ 9 人月	12%
10 人月～	8%

(3) 一般管理費等

次の算式により算定しています。

$$\text{一般管理費等} = (\text{直接人件費} + \text{その他原価}) \times (\beta / 1 - \beta)$$

上記調査の結果、 $\beta = 35\%$ と提案されました。なお、紛争影響国・地域の業務については、報酬単価の加算として、 $\beta = 40\%$ としています。

以上